

2018年ビジネスとヒューマンライツ（人権）に関する 国際会議 in 東京【第7回】

～責任あるサプライチェーンと救済メカニズム～

2011年国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）が承認されて以来、欧米だけではなくアジアでも、近年企業に対してサプライチェーン管理の実施と開示を求める法規制が加速化しています。例えば、2015年の英国現代奴隷法の施行、2016年の米国貿易円滑化・貿易施行法の施行、2017年のフランス人権DD法採択、そしてオーストラリアでも現代奴隷法案（2018年2月時点）が審議中であり、企業に対し人権尊重の責任を果たすことの期待と要求が高まっています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を2年後に控え、日本企業のサプライチェーンを含む「ビジネスと人権」に関する取り組みに対して、世界で関心が高まってきております。

このような状況下で、日本企業はグローバル動向及び議論されているビジネスと人権の課題を把握し、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づきサプライチェーンでの人権尊重と救済を効果的に推進していく必要があります。

そして、自社の取組みを世界に発信していくことが、これまで以上に重要になってくると考えます。

当会では日本において「ビジネスと人権」に関する理解の普及と取り組みの推進、およびこれを世界に発信していく場として2013年より「ビジネスと人権に関する国際会議 in 東京」を開催して参りました。2018年も引き続き国際会議を開催します。本会議では、海外から「ビジネスと人権」を世界中で提言し実践している有識者を招聘し、国内の企業や専門家も交えて、グローバルトレンド及びビジネスと人権の喫緊の課題を把握し、どのように日本企業はサプライチェーンにおける人権侵害を予防・対処していくか、実践している企業の具体的な事例を紹介しながら議論を行っていきます。

当会としては、皆様と海外有識者とが一緒に双方での学びの場となることを期待しております。皆様のご参加をお待ちしております。

主催：経済人コー円卓会議日本委員会（CRT日本委員会）
共催：人権ビジネス研究所（IHRB）、ビジネス・人権資料センター（BHRC）
協賛：（TBA）

協力：（TBA）

日時：2018年9月13、14日（木、金）

会場：AP 東京丸の内、日本生命丸の内ガーデンタワー3階

開催概要（予定）	
日 時	2018年9月13日（木）9：30～17：30（受付開始：9：00） 2018年9月14日（金）9：30～17：30（受付開始：9：00） ※会議の全体時間は変更する可能性あり
場 所	AP 東京丸の内 日本生命丸の内ガーデンタワー3階 アクセスは こちら 。
主 催	経済人コーポラ卓会議日本委員会（CRT 日本委員会）
共 催	人権ビジネス研究所（Institution for Human Rights and Business） ビジネス・人権資料センター（Business and Human Rights Resource Centre）
協 賛	TBA
協 力	TBA
後 援	株式会社イースクエア 株式会社サステナビリティ・コミュニケーション・ハブ 凸版印刷株式会社 株式会社 YUIDEA 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）
海外スピーカー （予定）	人権ビジネス研究所（Institution for Human Rights and Business） デンマーク人権研究所（Danish Institute for Human Rights） ブルーナンバー財団（Bluenumber Foundation） Building and Wood Workers International ELEVATE Sedex UNDP Bangkok Regional Hub Verisk Maplecroft
対象者	CSR、人事・総務、調達関連、経営企画、リスクマネジメント、新規ビジネスプランナー などのご担当者
定 員	100名（日英通訳付き）
参加費	【両日参加】参加者1名につき、以下の通りです。 企業：55,000円（税抜） NGO/NPO/学生：25,000円（税抜） 【1日のみ参加】参加者1名につき、以下の通りです。 企業：30,000円（税抜） NGO/NPO/学生：15,000円（税抜） ※企業の方で学生の立場としての参加はご遠慮願います。
参加申込	お申込みは下記リンクにお進みください。 https://business.form-mailer.jp/fms/96d010ce52823
お問い合わせ	経済人コーポラ卓会議日本委員会 Email: info@crt-japan.jp TEL:03-5728-6365

協賛

■1日目：プログラム概要（暫定版）

世界からの人権問題に関する提起並びに日本での取り組みについて世界に明示し、双方の認識のギャップがどこにあるのか探っていきます。

9:00~9:30	受付開始
9:30~10:00	開会の挨拶
10:00~12:00	<p>海外及び国内有識者からの「ビジネスと人権」に関するグローバルトレンド</p> <p>本セッションでは、海外及び国内有識者より最新のグローバル動向と各団体がどのような具体的な活動をしているのか要点を踏まえてご紹介します。</p> <p>特に今後のサプライチェーンに関する法規制の動向や、日本企業が「ビジネスと人権」を取り組まれている中で、悩みの多いテーマに絞っておさえるべきポイントをご紹介します。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて日本企業はどのような人権リスク問題に対処すべきか？海外有識者から問題を提起していきます。</p>
12:00~13:00	昼食
13:00~15:00	<p>日本企業のビジネスと人権に関する取り組み事例の紹介</p> <p>「国連：ビジネスと人権に関する指導原則」において、日本企業が人権尊重の責任を果たすために求められる人権デューデリジェンスの実施事例や苦情処理メカニズムなどを国内外の有識者や参加者の方々に紹介します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2018年のステークホルダーエンゲージメントプログラム経過報告」 ステークホルダー：日本（外国人労働者）、タイ（人身売買）、ミャンマー（強制退去）、マレーシア&インドネシア（パーム油小規模農家） シェアーホルダー：英国（ESG投資家） ・「人権デューデリジェンスから抽出した課題解決に向けた具体的な取り組み事例紹介」 ・「サプライチェーンのトレーサビリティに関する事例紹介」 ・「透明性や説明責任：情報開示の事例紹介」
15:00~15:20	休憩
15:20~17:00	<p>・ 2018年CRT日本委員会の人権デューデリジェンスプロセスから見てきた課題と今後の展開について</p> <p>「サプライチェーンにおける潜在的な人権課題への対処」 「情報開示の在り方」</p> <p>・ ディスカッション（有識者からの問題提起） 「UNGP×SDGs×ESG投資＝？」 「サプライチェーンにおける監査機能の有効性について」 「尊重と救済の使い分け方について」</p>
17:00~17:30	閉会の挨拶
17:30	閉会、写真撮影（協賛・協力企業及び国内外スピーカー対象）

■2日目：プログラム概要（暫定版）

初日に学びあった内容から解決策を見出していくためには、何をすべきか具体的な活動に向けた内容について話し合っていきます。

9:00~9:30	受付開始
9:30~9:45	前日の振り返り
9:45~11:45	<p>テーマ①「責任あるサプライチェーン～情報プラットフォームの活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域のサプライチェーンの現状とどのように情報プラットフォームを活用して「責任あるサプライチェーン」のマネジメント体制を構築していくかをディスカッションしていきます。 ・この情報プラットフォーム（Sedex や Bluenumber など）を有効に活用しながらサプライチェーン上の人権問題の特定および対処に向けて何をすべきか？その真意を深掘していきます。
11:45~13:00	昼食
13:00~14:15	<p>テーマ②「ビジネスと人権と ESG 投資家との相関関係～企業定量評価の動向」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の企業評価トレンドである CHRB（Corporate Human Rights Benchmark）の取り組みをご紹介します。 ・2018年7月に欧州で実施する ESG 投資家とのダイアログから見てきた彼らの懸念や期待を整理して報告します。その報告を受け、企業がどこまで責任を持って情報開示していくことができるのかディスカッションします。
14:15~15:30	<p>テーマ③「苦情処理メカニズムの模擬体験を通じ、方程式を導きだそう！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理メカニズムについては、単純な方程式によって解を見出していくものではありません。企業がビジネスを世界で拡大していくためには、まさに多様な価値観の中でどのようなプロセスで対処すべきかグローバル有識者と共に、その解を求めるための方程式を作っていきます。 ・苦情処理メカニズムにおける事例（良い・悪い）を学ぶと同時に、今後企業がどのように対処すべきかいくつかの模擬体験をしながら学ぶセッションです。
15:30~15:45	休憩
15:45~17:00	<p>テーマ④「新たな人権課題の対処に向けた取り組みや今後の方向性」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスのバリューチェーン全体における人権課題のあるべき姿を追う中で、現在ビジネスの生産工程フェーズに注力していますが、その生産工程を終えた消費後でも同等に人権課題が潜んでいないか改めて確認していきます。 ・新規ビジネスを検討していく過程でも、無形資産に焦点を当てた人権デューデリジェンスは有効です。ここでは、日本が抱えている社会的課題の解決を見出すための解のために「UNGP×SDGs×ESG 投資＝？」の方程式からどのようなビジネスモデルによって、正当性を担保しながらその解が導き出していくことができるのか模索していきます。
17:00~17:30	<p>閉会の挨拶（Wrap up）</p> <p>この2日間に学んだことを次に活かしていくためには、何をすべき要点を整理していきます。また2019年以降に取り組むべき方向性を明示していきます。</p>
17:30	閉会

海外有識者紹介（予定）



ウィリアム・ルーク氏

William Rook

人権ビジネス研究所（Institute for Human Rights and Business, IHRB）

中東地域担当マネージャー

ウィリアム氏はビジネスと人権に関する弁護士であり、人権ビジネス研究所（※）の中東地域担当マネージャーを務めている。同氏は共同プログラムである **Mega-Sporting Events Platform for Human Rights** を率いている。また、同研究所のメガスポーツイベントや移住労働者などの重点分野に加えて、同氏は大使館、国有企業や民間企業と緊密に連携を取りながら中東地域での働き掛けや活動を行い、サプライチェーンにおける強制労働や人身売買に関するリスク、責任ある採用、労働者の福祉等のコーポレート・エンゲージメントに関するブリーフィングを実施している。また、マルチステークホルダーで構成されている **MSE Platform** やその運営委員会に関わっている。同氏はロンドン大学東洋アフリカ研究学院で法律学、ケンブリッジ大学で国際関係を修めている。

※イギリスで設立された人権とビジネスに関する専門性の高い活動を行う国際的なシンクタンク



ヘイリー・セント・デニス氏

Haley St. Dennis

人権ビジネス研究所（Institute for Human Rights and Business, IHRB）

広報担当

ヘイリー氏は搾取、雇用・人材派遣、ICT、アパレルそして農業等を含む業界において、国際的な人権及び責任あるビジネス基準の適用に関する幅広い経験を有する。同氏は **IHRB**（※）で広報担当をしており、メディアに対する同研究所のコミュニケーションとエンゲージメントの戦略的なマネジメントを担っている。また、**Mega-Sporting Events Platform for Human Rights** や **Corporate Human Rights Benchmark** のプログラムリーダーを務めている。ユタ大学でビジネスを学び、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院で人権法を学ぶ。後にロンドンにあるロー大学で法律学の準修士課程を修了している。

※イギリスで設立された人権とビジネスに関する専門性の高い活動を行う国際的なシンクタンク



プヴァン・セルヴァナサン氏

Dr. Puvan J Selvanathan

ブルーナンバー財団（Bluenumber Foundation）

CEO

プヴァン・セルヴァナサン氏は、個人情報グローバルで共有できるプラットフォームを提供するブルーナンバー財団（※）の **CEO** である。以前同氏は、国連人権理事会のビジネスと人権に関する特別の任務保持者、国連グローバル・コンパクト本部「食と農業」の責任者、及び国連&WTO 国際貿易センターの代表を務めていた。またそれ以前は、マレーシアのコングロマリット企業「**Sime Darby**」のグループチーフサステナビリティオフィサーを務めていた。企業のサステナビリティに関する **MBA** および **DBA** を保持する一方で、建築家でもある。

※本部がニューヨークにあり、独立および中立の立場でブルーナンバーへの登録情報を管理する非営利活動法人。



トゥリカ・バンセル氏

Tulika Bansal

デンマーク人権研究所 (The Danish Institute for Human Rights)

人権と開発に関するシニアアドバイザー

トゥリカ・バンセル氏は、デンマーク人権研究所（以下 **DIHR**、※）の人権と開発部門のシニアアドバイザーとして勤務。DIHR での 6 年以上にわたる勤務経験の中で、同氏はさまざまな分野の多国籍企業に人権デューデリジェンスに関する専門的助言を行っており、また DIHR と食品・飲料業界の多国籍企業とのエンゲージメントプロジェクトを率いている。その他、観光、採取、食品・飲料業界を含む分野で、カンントリーレベルの人権インパクトアセスメント (HRIA) を実施している。同氏は、DIHR の HRIA ガイダンスやツールボックスを含むインパクトアセスメントのメソドロジーの開発に携わり、DIHR のビジネスと子どもの権利のフォーカルポイントでもある。同氏の専門知識は、アジア、特にビルマ/ミャンマーとインドにおける責任あるビジネスである。また、ミャンマーのプロジェクトチームの一員であり、ヤンゴンに **Myanmar Center for Responsible Business** を共同設立して観光業界のインパクトアセスメントを主導している。ビジネスと子どもの権利に関する書籍を共同発行しており、現在、ミャンマーのパーム油業界のアセスメントに取り組む。DIHR 勤務以前は、企業の説明責任と収益の透明性に焦点を当て、タイとインドの NGOs の草の根活動を支援。同氏はオランダのライデン大学にて公共国際法の修士を取得している。母語はオランダ語であり、英語、ヒンディー語、スペイン語を話す。

※デンマーク議会決議により設立されたビジネスと人権に関する知見の収集やツールの開発等を行っている国が関与する人権研究所



ダン・マレー氏

Dan Murray

Sedex

Director of Client Development

2014 年より Sedex (※) の業務に従事。Sedex 会員のアカウントマネジメント、そしてヨーロッパ、アメリカ、日本、南アフリカ、オーストラリアのマーケティングチームの責任者を務める。約 15 年間のグローバル事業開発やアカウントマネジメントの経験があり、MWUK では事業開発のディレクターを務めた。レスター大学にて歴史・地理を専攻。

同氏は Sedex とパートナーシップを結んでいる経済人コー円卓会議日本委員会と協力して、日本の新規 Sedex 会員拡大や、会員に対して付加価値があるサービスが提供できるように支援している。日本での本会議への参加は 4 回目である。

※イギリスで設立されたグローバルサプライチェーンにおけるエシカルで責任あるビジネス慣行の実現を目指し活動している NPO 会員組織



ジェームス・アラン氏
Dr James Allan
Verisk Maplecroft
ヘッドオブコンサルティング

ジェームス・アラン氏はヨーロッパ、中東、アフリカ及びアジア太平洋地域で Verisk Maplecroft 社 (※) のコンサルティング業務を指揮。同氏は様々な分野の企業・団体が人権及び環境リスクを把握し対処するためのサポートをしており、その経験は 10 年以上にも及ぶ。同氏はグローバルな事業活動において顧客が直面する複雑な課題に対し、専門知識、新しいテクノロジー、データを活用し情熱をもって課題解決に取り組んでいる。以前は同社で人権と環境の責任者を務め、同社のコモディティ・リスク・サービスの開発と立ち上げを担当した。また、ボランティアとして、現代奴隷法に関する世界最大の登録公開データである TISCreport.org の Data Strategy Board の議長を務める。同社へ入社する前は、英国のロンドンに本拠を置く国際的なエンジニアリングおよびデザイン会社の環境スペシャリストとして勤務。カーディフ大学で都市・地域計画の博士号を取得している。

※グローバルリスク分析・リサーチ・戦略予測のトップ企業であり、リスクソリューションポートフォリオを提供している



リヴィオ・サランドレア氏
Livio Sarandrea
国連開発計画 (UNDP) Bangkok Regional Hub
ビジネスと人権に関する地域プログラムマネージャー兼チーフアドバイザー

ヘリヴィオ・サランドレア氏は、国連開発計画 (UNDP) (※) のビジネスと人権に関する地域プログラムのマネージャー兼チーフアドバイザーであり、バンコクを拠点とし、アジア地域を担当している。同氏は 1997 年に戦後のボスニア・ヘルツェゴビナで欧州安全保障協力機構 (OSCE) の人権担当官および人権担当高官として勤務。2001 年にはボスニア・ヘルツェゴビナの国際連合平和維持活動局に地域人権局長官として勤務し、40 人の人権担当官の人権と戦争犯罪捜査業務を担当。2003 年から 2010 年にかけて、同氏はセルビアへの欧州安全保障協力機構 (OSCE) のミッションの、当初は人権機関と刑務所改革アドバイザーとして、そして 2005 年からは司法と法改正の上級コーディネーター、法規範と人権の部門の副主任として勤務。2011 年には、UNDP モザンビークで法務省と国家人権委員会の首席技術顧問として勤務。この期間中、ビジネスと人権に関する行動計画の草案作成においてモザンビーク政府を支援した。Livio はイタリア出身で、ローマ・ラ・サピエンツァ大学の国際法および刑法法を専門とする法律学士号を、ローマの LUISS 大学で人権法の修業証書を取得。

※世界の開発とそれに対する援助のための国際連合総会の補助機関。